

社会資本整備審議会 建築分科会

第31回官公庁施設部会及び第15回事業評価小委員会

令和6年7月30日

【司会】 それでは、定刻でございますので、社会資本整備審議会建築分科会第31回官公庁施設部会及び第15回事業評価小委員会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回は、部会及び小委員会の効率的な運用の面から合同開催とさせていただきます。

官公庁施設部会については、社会資本整備審議会令の規定によりまして、事業評価小委員会については、事業評価小委員会の運営についての規定により、定足数は3分の1以上となっているところでございます。本日は、〇〇委員が欠席されておりますが、部会及び小委員会とも定足数を満たし、成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の資料につきましては、事前に送付いたしました資料を御覧ください。委員の皆様におかれましては、配付資料一覧を御覧いただきまして、資料の御確認をお願いいたします。もし欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、次に、部会の委員でございますが、従前からの委員である野口委員におかれましては、社会資本整備審議会令の規定によりまして、再任されておりますので、御報告させていただきます。また、官公庁施設部会運営規則の規定によりまして、本小委員会の委員としての指名もされております。

さらに、小委員会の委員につきましては、資料2の名簿のとおり、皆様指名されております。

【司会】 ここで開会に当たりまして、官庁営繕部長より一言御挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 本日は、御多忙のところ、社会資本整備審議会建築分科会第31回官公庁施設部会及び第15回事業評価小委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から官庁営繕の事務事業の遂行に関し御指導、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議事であります「官庁営繕事業の新規事業採択時評価」につきましては、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託され

たところでございます。

本日は、事業評価小委員会との合同開催にて御審議をお願い申し上げます。委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただければ幸いに存じます。

さて、官庁営繕の最近の取組を何点か紹介させていただきます。

まず、平成29年1月に答申をいただきました「官公庁施設整備における発注者のあり方について」に従い、引き続き、新たな課題に順次対応を図りながら取組を進めております。

技術基準類の整備・活用に関しましては、本年3月に「官庁施設の基本的性能基準」、「公共建築工事共通費積算基準」及び「木造計画・設計基準」等の改定を行いました。また、いよいよこの4月から、時間外労働の罰則付き上限規制の建設業への適用が開始されました。

そのような中で、働き方改革への取組に関しましては、段階的に拡充を図るとともに、情報発信にも努めております。

具体的には、週休2日促進の取組に関しまして、これまで工期全体をならして4週8休以上としていたところを、本年度からは、各月単位で4週8休以上とすることを目指して取り組んでおります。

また、工事における熱中症対策として、本年度から、猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定にも取り組んでおります。

BIM活用などの生産性向上技術の活用、脱炭素社会の実現に向けたZEB化や木材利用促進などについても、引き続き取り組んでおります。後ほど取組の概要を報告させていただきますので、お気づきの点がございましたら、御意見をいただければ幸いに存じます。

最後に、引き続きの御指導、御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた後に、発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただきます。

次に、部会長は、社会資本整備審議会令の規定によりまして、委員の互選により大森委員が部会長に選任されております。小委員会の委員長は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく大森委員が委員長に指名されております。

また、部会長代理につきましては、社会資本整備審議会令の規定により、野口委員が部

会長代理に指名されております。小委員会の委員長代理は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく野口委員が委員長代理に指名されているところでございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、大森部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】 早速ですが、議事に入りたいと思います。

資料3のとおり、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたものでございます。これにつきまして、本部会及び小委員会にて調査審議の上、意見を決定したいと思います。

では、第1の議題は、「官庁営繕事業の新規事業採択時評価について」です。

この議題につきまして、事務局から御説明をお願いします。

【国土交通省】 それでは、資料4の参考1に基づきまして、官庁営繕事業の事業評価の制度の概要について御説明をさせていただきます。

こちらのページは、我々が行う事業評価の位置づけを示したものになっております。政策評価に関する法律に基づきまして、国交省として策定いたしました政策評価基本計画において、個別公共事業については、事業評価方式により評価を行うこととなっております。

左下に幾つか示しておりますもののうち、官庁営繕事業は、その他施設費に分類されておりまして、その実施要領に基づいて評価を行うこととなっております。その上で、官庁営繕事業を対象とした事業評価の具体的な考え方や手法については、実施要領細目、それから、評価手法を策定して実施をしているところでございます。

次のページは、事業を進めていく中で、どういった事業評価を実施しているのかを示したものになってございます。新規事業採択時評価に加えまして、事業期間中の再評価、それから、事業完了後の事後評価と3つの事業評価を行っているところでございます。本日は、新規事業採択時評価について御審議をいただくということでございます。

次のページは、官庁営繕事業の事業評価の具体的な手法の資料になってございます。なお、手法に関しましては、今年度、昨年度からの変更点というのは特にございません。官庁営繕事業におきましては、事業計画の必要性、それから、合理性、効果の3つの観点で評価を行ってございます。

事業計画の必要性は、事業案の対象となっている施設に入居を予定しております官署が、現在入居している建物について、建物の状況の評価するものになっております。

事業計画の合理性は、事業案に対しまして、同等の性能が得られる代替案の有無を確認し、事業案と代替案の経済比較を行うなどして事業案の合理性を評価するというものになっております。

事業計画の効果は、事業の効果の発揮の見込みを評価するというものになってございます。

この3つの項目につきまして、評点が100点以上となることを確認するというのが、我々官庁営繕が行っている事業評価の手法ということになってございます。

次のページは、国交省として、今後、事業評価の公表資料の中でこのような取組をしてまいりますという御紹介になります。

官庁営繕におきましては、先ほど御説明いたしました事業計画の合理性の中で、事業計画と代替案の経済比較を行うに当たりまして、社会的割引率というものをを用いて、現在価値化をして比較するということを行っております。この社会的割引率につきましては、国交省の他の事業と同様に、4%という数字をこれまでは適用してきたところでございます。

この社会的割引率の設定に関しまして、昨今の社会経済情勢なども踏まえまして、見直すべきではないかという御意見が寄せられたことを受けまして、国交省として、有識者から成る公共事業評価手法研究委員会で御検討いただきました。その結果、国交省の事業において事業評価を実施する上での社会的割引率につきましては、引き続き4%を用いるということといたしますけれども、比較のために、1%、2%の値を設定し、公表する資料の中で参考としてお示しするというものになってございます。

今回から公表します資料におきましては、こちらのページの下に記している赤囲みのような形でお示しするという形になっておりますので、御承知おきいただければと思います。

参考1については、以上でございます。

参考2のほうにつきましては、我々の事業評価に関する要領等の本文を御用意しているところでございます。先ほど御説明させていただきましたとおり、今年度特段の変更はございませんので、詳細な説明は割愛させていただければと思います。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、個々の事業につきまして、説明をお願いします。

まず最初に、八戸港湾合同庁舎の新規事業採択時評価につきまして御説明をお願いします。

【国土交通省】 まず、各事案の説明に先立ちまして、御審議いただく事業の選定経過について簡単に説明いたします。

官庁営繕部では、全国4,000余りの官庁施設について整備を担当しておりまして、既存庁舎の防災・減災、老朽化対策について重点的に取り組んでいるところです。その対策は原則として改修によることとしておりますが、改修による対応が困難なものに限り施設の更新を行っています。

今回御審議いただく2件は、このような施設のうち、特に緊急性が高く、敷地の確保など、事業実施の準備が整っており、より多くの重要課題の解決に資する効果の高いものとなっております。

それでは、1件目、八戸港湾合同庁舎について御説明いたします。資料は、資料4参考3になります。

まず、1ページ目の計画概要です。

既存の八戸港湾合同庁舎は、老朽による不具合に加えて、津波災害警戒区域内にあるため、津波災害時に全フロアが浸水し、災害応急対策活動に支障を来すおそれがあります。また、既存の八戸港湾合同庁舎の隣の敷地にある横浜植物防疫所の八戸出張所は、老朽による不具合等の課題を抱えております。これらの課題解消のため、この2施設について、津波災害警戒区域外へ移転し、合同庁舎として集約整備を行う計画としております。

右下の地図は、現在の庁舎と建設予定地の位置を示したものです。建設予定地は、現在の庁舎の位置から北西直線距離で約6キロ離れた場所となります。航空写真の青枠で示した場所が建設予定地であります。現在は更地になっております。

2ページは、現庁舎の概要です。現在の八戸港湾合同庁舎は、築56年の鉄筋コンクリート造4階建の建築物です。また、植物防疫検疫所の八戸出張所は、築49年の鉄筋コンクリート造平家建の建築物です。

3ページは、想定している新庁舎の概要になります。鉄筋コンクリート造4階建、延べ面積約2,900平方メートルの計画となっております。

なお、配置計画図につきましては、想定規模のイメージを示すものですので、実際の配置とは異なる可能性があります。

4 ページは、入居予定 5 官署の業務概要になります。このうち、上から 4 官署は、既存の八戸港湾合同庁舎に入居している官署になります。4 番目の八戸海上保安部は、災害時に応急対策活動を行う機関となっております。

5 ページから、評価の 1 つ目の視点、事業計画の必要性の評点についてです。

まず、入居予定官署ごとに、①の老朽から⑨の法令等の 9 項目のうち、該当する計画理由を整理しております。

1) の税関支署は、老朽を主要素として 80 点、地域連携、施設の不備を加算し、88 点を評点としております。

2) の検疫所出張所につきましても、同じ八戸港湾合同庁舎に入居しておりまして、同様に 88 点を評点としております。

6 ページです。3) の海事事務所についても、同様に 88 点を評点としております。

4) の海上保安部につきましては、災害時に災害応急対策活動を実施することを踏まえまして、防災機能に係る施設の不備を主要素として 100 点、老朽、地域連携、施設の不備を加算して、116 点を評点としております。

7 ページ、5) の植物防疫所出張所は、老朽を主要素として 80 点、狭あい、地域連携、施設の不備を加算して、97 点を評点としております。

8 ページは、合同庁舎としての評点になります。各官署の評点を計画面積の割合で加重平均して 104.9 点、合同庁舎計画に基づく事業であることから、10 点を加算し、合計 114 点となります。この結果、100 点以上ですので、必要性を有していると評価しております。

評点を付した各計画の理由の詳細については、9 ページから 11 ページに示しております。

9 ページは、各庁舎の老朽の現況になります。

10 ページ上は、狭あいの現況です。下は、地域連携の内容になります。災害時に一時避難場所として活用できるスペースを確保する計画となっております。

11 ページは、施設の不備に関するものです。まず、防災機能に係る施設の不備の内容は、現庁舎の敷地内の基準水位が最大 21.2 メートルとなっており、津波災害発生時に既存庁舎の全フロアが浸水し、災害応急対策活動に支障を来すおそれがあることです。近隣に代替施設がなく、運用による代替も困難な状況となっております。

また、バリアフリーに対応できておりませんので、施設の不備の項目にも評点を付して

おります

以上が必要性の説明となります。

続きまして、12ページ、2つ目の視点、事業計画の合理性です。こちらにつきましては、事業案と代替案の費用を比較しております。

代替案につきましては、右下の欄に記載しておりますが、税関、海保、植防を移転集約建替といたしまして、その他の2官署を賃借とする案としております。総費用の比較の結果、事業案のほうが現在価値として約1億円経済的でしたので、合理性の評点を100点としております。

なお、この経済合理性の評価は、社会的割引率を4%として算出した結果ですが、社会的割引率を1%、2%とする場合も算出し、いずれの場合においても事業案が合理的であることを確認しております。これらの結果につきましては、資料4に記載しております。

13ページは、3つ目の視点、事業計画の効果のうち、B1、基本機能の評価になります。この評価は、業務を行うための基本機能が発揮される見込みについて評価するものです。

この事業に関しては、1段目で、用地が国有地である点、2段目で、自然的条件が良好である点、3段目で、アクセスが良好である点をそれぞれ評価して、B1の評点を133点としております。結果、100点以上ですので、業務を行うための基本機能が発揮されるものと評価しております。

14ページは、B2の施策に基づく付加機能の評価です。この評価は、事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みについて評価するものです。評価項目ごとに、確保する性能の水準と主な計画内容、それにより見込まれる効果を一覧で示しております。

3段目の木材利用促進の項目は、災害応急対策活動を行う施設であるため、木造化ではなく、内装等の木質化を図る計画としております。

15ページ、以上3つの評価結果をまとめております。事業計画の必要性、合理性、効果の全てにおいて100点以上ですので、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

八戸港湾合同庁舎に関する説明は以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見等ございましたら、どうぞ。

それでは、〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございました。

敷地の移転ということで、質問させていただきます。建築物が新規に建設されるということで、何よりも津波の浸水の心配がなくて、地域の方々の避難所になったり、働いている方の執務環境がよくなるという、非常にいいことはたくさんあると思うのですが、一方で、港湾に関わるお仕事をされている5つの出張所ございまして、そういったものが全て内陸のほうに、高台のほうに上がるということで、業務について何の支障もないということで進めていらっしゃるというふうには思っておりますけれども、いま一度御説明いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

【国土交通省】 お答えいたします。

新たな敷地の場所につきましては、各官署の業務を確認いたしまして、その業務に支障がないことを確認しております。港湾の仕事は1か所で行うものではないということもありますので、どちらの位置からでも業務は可能であるというふうに確認しております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

そうしますと、一番最後にアクセスという項目がございますけれども、このアクセスというのは、誰に対するアクセスというふうに理解したらよろしいでしょうか。

【国土交通省】 このB1の評価でよろしいですか。

【〇〇委員】 そうです。

【国土交通省】 基本的には利用者のアクセスになりますので、職員も来庁者も含めてですが、通常の交通手段を用いてアクセスできるかどうかという点を評価しているということになります。

【〇〇委員】 なるほど。その施設に用事のある方、働いていらっしゃる方を含む方々のアクセスはしっかりと確保されているということだと思います。港湾機能が引き続き業務が支障なく行われるということを確認したということで、この事業について結構かというふうには思いました。

ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 説明ありがとうございます。

私も、先ほどの質問と同様に、港湾施設が内陸へ、少し高台に移動してもかまわないのかということは確認したかったのですが、今の御説明である程度理解しました。

もう1点、これはコメントです。この事業計画そのものはもう問題ないと思うのですが、最近、こういう合築して、建物を集約して建て替えていいものにしようという方針のプロジェクトが多いのですが、このような場合の運営、マネジメントについて、フォローしてますでしょうか。合築させておいてほったらかしというのはどうかなと思ってまして、営繕のほうでちゃんとウォッチしているのか、マネジメントがうまくいくのかについては、何らかアドバイスするような立場でやったほうがいいのではないかなと常々思っています。

特に、いわゆる合同庁舎的なものだとそんなに問題なさそうですが、今回のような防疫とか、セキュリティがきちんとなければいけないものたちを合築で対応するという形で、しかも、組織としても少し違うところになるということに関しての運営、マネジメントというのは、現場が考えることではありますけど、難しいところもあるのではないかと考えてまして、そういったことについては、本来営繕がもう少しアドバイスする、あるいは、既にいろんなところでこういう合築は起きていますでしょうから、そういったところの課題とかグッドプラクティスを紹介するとか、そういうことがあったほうがいいのではないかなというふうに考えています。

今のはコメントだけ残させていただきます。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

事務局のほうはいいですか、特には。御意見ということで承っておいていいですか。

ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございました。

14ページです。事業計画の効果B2について、評価の指標は分かったのですが、これが何点になるのか、どのように評価しカウントしているのか、ご説明をお願いします。

【部会長】 ありがとうございます。

【国土交通省】 御質問のB2の評価の仕方ですけれども、以前は取り組んでいる個数で評点をつけるような取組もしていたのですが、それですと、実際取り組んでいる内容のレベルと評点がちょっと合わない感じがあるということもございまして、現在は、その評点化はしてございませんので、こういった効果が発現できる計画としているということを定性的に確認するというような形になってございます。

以上です。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、続きまして、細島の港湾合同庁舎の新規事業採択時評価につきまして御説明をお願いします。よろしくお願いします。

【国土交通省】 それでは、引き続き、2件目、細島港湾合同庁舎について御説明いたします。参考4を御覧ください。

1 ページ目、計画概要になります。

既存の細島港湾合同庁舎は、老朽による不具合に加えて、津波浸水想定区域内にあるため、津波災害時の全フロアが浸水し、災害応急対策活動に支障を来すおそれがあります。このため、現敷地より浸水深の低い土地へ移転し、最大クラスの津波発生時においても災害応急対策活動が可能な庁舎として整備を行う計画としております。

右下の地図は、現在の庁舎と建設予定地の位置を示したものです。建設予定地は、現在の庁舎の位置から南西、直線距離で約5キロ離れた場所となっております。航空写真の青枠で示した場所が建設予定地であり、現在更地となっております。

2 ページ、現庁舎の概要です。現在の細島港湾合同庁舎は、築56年の鉄筋コンクリート造2階建の建築物です。

3 ページは、想定している新庁舎の概要です。鉄筋コンクリート造4階建、延べ面積約1,800平方メートルの計画となっております。なお、配置計画図につきましては、想定規模のイメージを示すものですので、実際の配置とは異なる可能性があります。

4 ページは、入居予定4官署の業務概要になります。いずれも既存の細島港湾合同庁舎に入居している官署です。このうち4番目の日向海上保安署は、災害時に応急対策活動を行う機関となっております。

5 ページから、事業計画の必要性についてです。

1) の税関支署は、老朽を主要素として90点、狭あい、地域連携を加算して、99点を評点としております。

2) の検疫所出張所は、老朽を主要素として90点、地域連携を加算して、94点を評点としております。

6 ページ、3) の植物防疫所出張所は、老朽を主要素として90点、狭あい、地域連携を加算して、100点を評点としております。

4) の海上保安署は、老朽を主要素として 90 点、狭あい、地域連携、防災機能に係る施設の不備を加算して、102 点を評点としております。

7 ページは、合同庁舎としての評点になります。各官署の評点を計画面積の割合で加重平均して 100.5 点、合同庁舎計画に基づく事業であることから 10 点加算し、110 点となります。この結果、100 点以上ですので、必要性を有していると評価しております。

評点を付した各計画理由の詳細については、8 ページから 9 ページに示しております。

8 ページの上は、老朽の現況になります。下は、狭あいの現況です。

9 ページの上は、地域連携の内容になります。津波避難ビルとしての機能を確保する計画としております。

下の防災機能に係る施設の不備の内容は、現庁舎の敷地内の津波浸水想定深が 5 ～ 10 メートルとなっており、津波災害発生時に全フロアが浸水し、災害応急対策活動に支障を来すおそれがあることです。庁舎が使用不可能になった場合の代替施設は確保されていますが、運用上の制約があります。

以上が、必要性の説明となります。

続いて、10 ページは、事業計画の合理性です。こちらでも事業案と代替案の費用を比較しております。

代替案の内容は、右下の欄に記載しております。現庁舎位置での建て替えとしております。

総費用を比較した結果、事業案のほうが現在価値として約 1 億円経済的でしたので、合理性の評点を 100 点としております。なお、この経済合理性の評価は、社会的割引率を 4 % として算出した結果ですが、社会的割引率を 1 %、2 % とする場合においても、事業案が合理的であることを確認しております。これらの結果につきましては、資料 4 に記載しております。

11 ページは、事業計画の効果のうち、B1、基本機能の評価です。先ほどと同様に、用地とアクセスにつきましては、優位に評価しております。結果、B1 の評点は 121 点となり、100 点以上であることから、業務を行うための基本機能が発揮されるものと評価しております。

12 ページは、B2、施策に基づく付加機能の評価です。木材利用促進については、先ほどと同様、内装等の木質化を図る計画となっております。

13 ページは、以上の 3 つの評価結果のまとめです。いずれも 100 点以上ですので、

新規事業化は妥当であるという評価案としております。

細島港湾合同庁舎に関する説明は以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、どうぞ。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 説明ありがとうございます。

基本的に先ほどと似ているなと思いながら聞いておりましたので、先ほどの私のコメントはこれにも当てはまると思って、少し検討していただければと思います。

先ほどの八戸のよりも場所がますます港湾から離れていますが大丈夫ですかというのは、改めて御説明をお願いできますでしょうか。

【国土交通省】 基本的には先ほどと同じで、各官署に業務上支障のない位置であることの確認は行っております。

当該地域は浸水域が広いので、適地として比較的浸水深の低い位置を探した結果として、現在の予定地となっているところでございます。

【〇〇委員】 コスト的にはそういう判断になるかと思いますが、もっと近い場所で、災害時には1階を捨てても構わないという設計にして、業務を優先してもっと近くに土地を探すということは不可能ではないと思うのですが、今回建て替えるところに移る業務というのは、そんなに緊急性が必要ないとか、そういうことなんですか。

【国土交通省】 緊急性という観点からしますと、基本的には庁舎に残って通信機器で船と連絡を取るというような仕事が生じますので、現在の予定地で問題ないというふうに聞いております。

【〇〇委員】 詳細な業務の中身まで我々が理解できるわけではないので、そういうことを確認していただいた上で、こちらを決定しているということであれば、よいかと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、本件議題につきまして、官公庁施設部会及び事業評価小委員会としての意見を決定させていただきたいと思います。

いずれの2件につきましては、新規事業化について妥当であるとの結論でよろしいでし

ようか。もし御異論がある場合は、アイコンでお知らせください。

ありがとうございます。

それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

建築分科会への報告につきましては、官公庁施設部会長である私のほうに御一任いただければありがたく存じております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

最近の官庁営繕行政につきまして、報告は事務局のほうからありますか。

【国土交通省】 よろしいでしょうか。資料5になります。最近の官庁営繕行政について御報告いたします。

まず、1ページを御覧ください。「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の答申を受けた取組状況の現時点での御報告でございます。

答申で示していただいた当面実施すべき施策（１）から（４）に対応した主な取組を一覧で記載しております。

新しい取組といたしましては、（２）に対応した取組の技術基準等の改定に記載している官庁施設の基本的性能基準、公共建築工事共通費積算基準等につきまして、今年３月に改定をしております。

また、（４）に対応した取組に記載している「公共建築物におけるＺＥＢ事例研究」を、都道府県・政令市から構成される全国営繕主管課長会議において、今年６月に取りまとめております。

今後も引き続き、国や地方公共団体などとの連携を図りながら、社会情勢の変化や新たな課題等に発注者として適切に対応するために、必要な取組を進めてまいります。

２ページを御覧ください。営繕事業における働き方改革の取組についてです。ここに示しておりますように、適正な工期設定や、生産性向上などの取組をパッケージ化して推進しております。令和６年度の新たな取組については、次の３ページにまとめております。

３ページを御覧ください。本年４月から労働基準法における時間外労働の上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえまして、直轄の営繕事業において、今年度から新たに４つの取組を実施し、働き方改革をより一層推進することとしております。それぞれの取組について、次のページから順に御説明いたします。

４ページを御覧ください。営繕工事における熱中症対策についてです。

今年度から、全ての工事において「猛暑による作業不能日数」を考慮して工期を設定す

ることとし、当初の設定と著しく乖離する場合は、必要に応じて工期やそれに伴う請負代金額を変更することを可能としております。

また、熱中症対策に係る費用については、一般的なものの以外の熱中症対策に係る費用についても、受発注者間の協議の上、設計変更により計上することを可能としておりまして、この取扱いについて、今後も適切に運用してまいります。

5 ページを御覧ください。週休 2 日促進工事についてです。2 つ目の丸にありますように、これまで工期全体の通期で週休 2 日とする取組を推進していましたが、今年度から、月単位で週休 2 日の確保に向けた取組を推進しております。月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態を言います。

次の 6 ページを御覧ください。営繕工事と設計等の業務におけるウィークリースタンスの取組についてです。

これまで設計業務を対象に取り組んでいたウィークリースタンスの取組につきまして、今年度から全ての営繕工事と設計業務等に対象を拡大し、取り組むこととしております。

(3) 取組内容案の①から③に関する取組につきまして、個々の業務、工事に応じて受発注者間で取り組む内容を設定し、現場環境の改善に努めるものでございます。

7 ページを御覧ください。工事関係書類作成の一層の効率化に向けた取組についてです。

これまでも書類の削減や省略、集約、また、受注者独自の書式の使用を可能とするなど、効率化に取り組んできましたが、今年 3 月に、工事関係書類データ入力シートを手引きとともに本格運用版として公表いたしました。これは、工事名称など複数書類に共通する項目を一度入力すれば、各書式に自動で反映され、書類作成を効率化するものとなっております。

8 ページを御覧ください。生産性向上技術の活用についてです。

令和 5 年度から、新築の設計業務及び工事の全てにおいて、B I M 活用に関する発注仕様書である E I R という発注者情報要件を原則適用し、B I M 活用を促進しております。また、積算に B I M データから取得した情報に必要な条件やデータなどを追加して、積算数量の算出を行う「B I M 連携積算」を試行しております。

デジタル技術を活用した監督・検査の試行につきましては、令和 5 年度から、配筋検査とガス圧接継手外観検査について試行を行っております。

なお、資料には記載しておりませんが、B I M に関する最新の取組といたしまして、官庁営繕事業で求める B I M モデルの目安となる営繕 B I M モデルのデータ例を現在作成し

ており、そのデータ例の公開に向けた準備を進めております。

また、デジタル技術に関連した取組といたしまして、公共建築工事標準仕様書のデジタル化の検討に今年度着手いたします。

9 ページを御覧ください。脱炭素社会の実現に資する取組についてです。

政府実行計画において、2030年度までに新築建築物平均でZEB Ready 相当となることを目指すという目標が掲げられておりまして、官庁営繕事業においても各種取組を実施しております。

名古屋第4地方合同庁舎においては、設計段階でZEB Ready を達成し、現在施工中となっております。

また、「公共建築物におけるZEB事例研究」は、過去に作成した事例集を、地方公共団体と連携して事例・分析等を拡充するとともに、各事例の問合せ先を掲載するなどの工夫を行っております。

10 ページを御覧ください。木材利用の取組についてです。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改定に伴い、新たに決定された基本方針において、木造化を図る公共建築物の範囲が拡大されたことを受け、木造計画・設計基準を令和6年3月に改定し、中層以上の建築物の木造化にも対応するなど、内容を拡充いたしました。

11 ページを御覧ください。霞が関地区の主な整備状況についてです。

官庁営繕部では、平成20年6月に答申をいただいた「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえて、霞が関地区の施設整備を推進しております。今年度は昨年度の御報告から状況が大きく変わっておりませんので、新たに御確認いただきたい事項はございません。主な事業の進捗状況について御報告させていただきます。

地図の赤い線の内側が、一団地の官公庁施設として都市計画決定されている霞が関団地となります。黄色の吹き出しの位置において、新たな国立公文書館及び憲政記念館を建設予定となっております。また、青色の吹き出しの位置におきまして、内閣府新庁舎をPFI事業により建設中でございます。順に現状を御報告いたします。

12 ページを御覧ください。新たな国立公文書館及び憲政記念館につきましては、現在、設計業務が完了しており、埋蔵文化財調査が進められております。現在、建築工事の発注手続中でありまして、今年度下半期に工事契約の予定となっております。

13 ページを御覧ください。内閣府新庁舎につきましては、令和9年度の施設完成を目

指し、現在、建設工事を進めているところでございます。

14ページは、ZEBに関する御参考となっております。

以上、御報告申し上げます。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御質問等ございましたら、どうぞ。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 説明ありがとうございました。

いろいろな取組が進んでいるのはよく分かりましたが、この最後のスライド14とか、あるいは、スライド9で御説明いただいた政府実行計画を実現するために、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年までに新築の平均でZEB Ready相当となるということに関してうかがいます。今日の2事案を振り返って反対とかいうことはしませんが、今日の2事案の審議の中に、ZEBを増やしていくということが、どうして評価項目に、あるいは、説明の中に入っていないのか。

あるいは、この説明された憲政記念館とか内閣府のところでは、ZEB的に見るとどれぐらいの性能になっているのかといった辺り、あるいは、実際に官庁営繕に係る公的な建築物のロードマップとして、どのような形で脱炭素に向かっていっているのかという実績値、今これぐらいになってきて、あともうちょっとですなのか、全くできていないのか、そういった情報が欲しいのですが。

やっぱり情報を公開して、さらに頑張りますと言わないと、前に進まないと思うのですが、その辺りどういうふうにお考えか、あるいは、現状で説明できる実態が多少でもあるのであれば、教えていただければと思います。

【部会長】 事務局、お願いします。

【国土交通省】 今、個別案件については、担当で確認をしているところでございますけれども、概要といたしましては、現状、基本的には、新規に設計に着手するものについては、ZEB Oriented相当以上とすることを基準にも書き込んで、これを達成するよう設計を進めています。2030年のZEB Readyの目標に向けては、可能なものに関しては、できるだけ高いところを目指していこうということを考えながら、重点的に取り組む事案を決めて、試行的に、ZEB Ready相当にできないかということを検討しながら進めている状況となっております。

事務局、回答の準備ができましたね。

【国土交通省】 資料5の主な取組の1つ目で、新築事業については原則ZEB Oriented相当以上として整備をすること。

また、3つ目に記載しているように、「官庁施設の環境保全性基準」、これは国の統一基準ですが、新築はZEB Oriented相当以上で整備するということが規定されています。

事業評価では、資料4の参考3及び4の事業計画の効果のB2の評価の環境保全性に、環境保全性基準と対応し、BEIが0.6以下の計画であることを評価しております。

本日、新規事業採択時評価をいただいた案件については、これを踏まえて設計していくことになります。

新たな国立公文書館及び憲政記念館、内閣府新庁舎につきましては、いずれもZEB Oriented相当を達成した設計になっています。

【〇〇委員】 状況は理解しましたが、もうちょっと特出しに、つまり、政府のロードマップの中でも大事なことのよう気がするので、特出しに資料を作っていただくのがいいのではないかと思います。そうすると、え、いまだにOrientedですか、といったコメントも言いやすくなりますし、それを我々が言うことで、皆さんがお金を取ってきて、よりいいものをちゃんとつくるという方向に向かうと思うので。ロードマップがある以上は、それに向かって着実に進んでいますとか、まだ足りませんとかということが見えるようにしていただいたほうがいいのではないかなというのがコメントです。これは御検討いただければと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございました。

今の〇〇委員のお話にもつながるのですが、私自身は、官庁営繕でZEB Orientedを目指す明記していただいたことは大変高く評価しているのですが、これを2030年以降さらに進めていく必要はあるわけです。けれども、ZEB Oriented、ZEB Readyというのは、基本的には、太陽光発電等、再エネを使わなくても、省エネでできる範囲なんですね。

今、エネルギー基本計画の議論が行われています。先々週ぐらいに発言したことが今日の朝刊に掲載されていまして。私が言っていると書いてあって、ちょっと恐ろしいのです

が。

公共部門の太陽光発電、閣議決定している2030年度の導入目標が6ギガワットですが、導入実績0.1ギガワットしかなくて、2%っていいんです。要は、1点数%しか進んでいない。これ、担当は環境省ですけども、やはり官庁営繕が少しいろいろ模範を見せていただかないといけないのではないかと思います。

民間の住宅、6割太陽光発電を新築住宅に置くというのが目標ですが、何らかの太陽光を置いているのが今もう31%になっています。民間努力のほうが高いじゃないかという、そういうお話もございます。

別のところで話していると、やっぱりPFIとか、国有財産法の特例とか、こういうものをうまく活用してスキームを出していかないと、なかなか再エネを、費用をぼんと用意してぼんと乗せるというわけにはなかなかいかないでしょう。特に国有財産をどういうふうに使うかという特例をうまく活用できるような形で増やしていけるといいのではないかと思います。

それから、別の民間事業者の方には、PFIなどのコンセッションの期間の残りが少なくなってしまうと、契約期間が十分取れないので、再エネのPPAの契約とかが難しい場合があるというふうに言われています。新規のときにはよいかもしれないのですが、残存期間が少なくなっているようなときには、なかなか再エネは乗せにくいというようなこともあって、この辺りもぜひ官庁営繕の中でも御議論いただいて、少なくとも公共部門が率先して、今の太陽光パネルによる再エネもありますけど、ペロブスカイトの太陽光とか、こういうものが積極的に置いていかれるといいのではないかなというふうに思っております。〇〇委員のおっしゃること非常にごもっともだと思います。

再エネの件は、今日、日経新聞の朝刊に、かなり再エネ進んでないよというのが記事になっていますけれども、エネルギー基本計画の中などでも非常に注目をしております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

特に事務局からのコメントはよろしいですか。

【国土交通省】 まず、政府内の状況もよく確認いたしまして、参考にさせていただいて、今後の取組を進めていきたいと思います。

ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【国土交通省】 すみません、事務局からよろしいでしょうか。

先ほど、内閣府新庁舎がZEB Oriented相当と申し上げたのですが、ZEB Readyを設計で達成している状況でした。訂正させていただきます。失礼いたしました。

【部会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 よろしいですか、1点だけ、すみません。直接どこで言おうかと思って。

【部会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 最初、公共事業評価の手法委員会の話が出ましたので、私がメンバーであるものですから、少しだけ報告させてください。

営繕では事業評価においてB/Cを重視されていないので、そういう段階ではないのですが、他の公共事業ではB/Cが絶対視されて効率性だけで事業が評価されているのではないか、というところから議論が始まりました。

結局のところ、数値で表せないものは定性的に書き、総合的に評価しようという方向になっています。営繕でやっておられることが先行事例のようになっておりまして、今後、他の分野でも数値化しづらいものは定性的に分析しようという方向になっております。

どこで言おうかと思ったのですが、取りあえず御報告させていただきます。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、予定しておりました議事は全て終了しました。議事の進行を事務局へお返しします。

【司会】 ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第31回官公庁施設部会及び第15回事業評価小委員会を終了させていただきます。

— 了 —